

資料 2－2－3

平成 25 年 9 月 17 日 風力部会資料

平戸南風力発電事業

環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

平成 25 年 7 月

グリーンパワー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 公告の日	
(2) 公告の方法	
(3) 縦覧場所	
(4) 縦覧期間	
(5) 意見者数	
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催・・・・・・・・・・	3
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 参加者数	
3. 環境影響評価方法書についての意見・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 意見書の提出期間	
(2) 意見書の提出方法	
(3) 意見書の提出状況	
(別紙1－1～5)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5～10
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、下記の通り方法書を作成した旨及びその他の事項につき公告し、方法書を公告の日から起算し1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月29日（金）

(2) 公告の方法

平成25年3月29日（金）付け、日刊新聞紙に公告を掲載（別紙1-1）。

- ・長崎新聞（朝刊29面）
- ・西日本新聞長崎版（朝刊31面）、佐世保版（朝刊30面）
- ・読売新聞長崎版（朝刊35面）、佐世保版（朝刊35面）
- ・朝日新聞長崎版（朝刊33面）、佐世保版（朝刊33面）

(3) 縦覧場所

以下の箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施。

① 縦覧場所

- | | |
|------------|--------------------|
| 長崎県庁県民センター | （長崎県長崎市江戸町2-13） |
| 長崎県県北振興局 | （長崎県佐世保市木場田町3-25） |
| 平戸市役所 | （長崎県平戸市岩の上町1508-3） |
| 平戸市役所南部出張所 | （長崎県平戸市辻町199） |

② インターネットの利用

当社（グリーンパワー㈱）ホームページに掲載（別紙1-2）。

(4) 縦覧期間（別紙1-3）

平成25年3月29日（金）～5月14日（火）

9時～17時

（縦覧期間1ヵ月後の意見募集期間2週間の間も縦覧を実施）

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催（別紙1-4）

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第7条の2の規定に基づき、以下の要領で説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告にて行った。

(1) 開催日時

平成25年4月23日（火） 19時～21時

(2) 開催場所

平戸市多目的研修センター（長崎県平戸市辻町１９９）

（３）参加者数

８名

３．環境影響評価方法書についての意見

（１）意見の提出期間

平成２５年３月２９日（金）～５月１４日（火）

（縦覧期間１ヶ月及び意見募集期間２週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

（２）意見書の提出方法

①縦覧場所備え付けの意見箱への投函（別紙１－５）

②当社（グリーンパワー㈱）への郵送

（３）意見書の提出状況

意見書提出総数 ３通

（内訳）

平戸市役所 ２通

郵送 １通

意見総数 ２９件（内、環境の保全の見地からの意見２７件）

○公告記事

お知らせ	
「環境影響評価法」に基づき、「平戸風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、左記により賛成及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、ご意見をまずようお願いします。	
一、事業者の名称	グリーンパワー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 秋田清一郎
事務所の所在地	東京都大田区蒲田五丁目二〇番十一号
二、対象事業の名称	平戸風力発電事業
種類	風力発電所設置事業
規模	発電設備出力 最大三万六千キロワット 風力発電機の数 最大十九基
三、対象事業実施区域	東京都平戸市舞石町、田代町、前舞石町、 船木町、大川原町、敷佐町、上田津原町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域	東京都平戸市
五、設置の場所・時間	東京都 舞石セーター、東北振興局、 平戸市役所本庁、南市民機、平戸市南部 出張所(舞石町) (以上については土・日・祭日を除く午前九 時から午後五時まで) 電子設置は次のウェブサイトにて実施する。 http://gp-greenpower.jp/
期間	平成二十五年三月二十九日(金)から 平成二十五年四月三〇日(火)まで
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全 の観点からの「意見をもちあはす」(書面 に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を 記入の上、設置場所へ提出してください。 また意見(書面)に返信くださるが、平成 二十五年五月十四日(火)まで左記の間 いかなる場合も届く(道庁渡田有 効)。なお、説明会(舞石町)「意見を収 めさせていただきます」。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	多目的研修センター(平戸市舞石町) 四月二十三日(火)午後二時
八、問い合わせ先	グリーンパワー株式会社 〒144-0051 東京都大田区蒲田五丁目二〇番十一号 電話 〇三(五七二)四六六 (担当)秋田

○電子縦覧（グリーンパワー(株)ホームページ）

グリーンパワー株式会社

お知らせ / news

日時	内容
2013.3.29	平戸風力発電事業に係わる環境影響評価方法書の縦覧を開始しました。 平戸 縦覧開始案内(PDF)
2013.3.29	平久島風力発電事業に係わる環境影響評価方法書の縦覧を開始しました。 平久島 縦覧開始案内(PDF)

どなたでも簡単に誰でも知ることができるよう、
東電が作ったけれども計画通りには進んでいない。
東電に代わって私たちなら進めたい。そんな気持ちで頑張ります。それに、ぜひ一緒に頑張りたい。

平成26年3月29日

グリーンパワー株式会社
代表取締役 執行 権一朗

「平戸風力発電事業 環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「平戸風力発電計画 環境影響評価方法書」を作成し、下記より縦覧に供しますので、お知らせいたします。

記

- 事業者の名称 グリーンパワー株式会社
- 計画書名 「平戸風力発電事業 環境影響評価方法書」
- 縦覧方法 縦覧をご希望の組合はお手数ですが下記URL にアクセスしてください。
http://ep-greenpower.jp/data/hamaoka02/hamaoka_boueiya_130329.pdf
- 縦覧期間 平成26年 3月29日(金)～ 4月30日(火)
- 意見書受付期間 平成26年 4月 1日(水)～ 5月14日(火)
- 意見書受付条件 縦覧の降参の見地からご意見のある方は、事前に「住所・氏名・意見(意見の理由を含む)」をご記入の上、毎週に下記のとおり送付先までご送付ください(最終日5日(金)は有休)。
〒144-0052
東京都大田区青田5丁目30番11号
グリーンパワー株式会社 環境影響評価意見受付係
- 案件お問い合わせ先 グリーンパワー株式会社 庶務 矢野
TEL 03-5711-2468
9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

以上

「平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書」を閲覧される方へ

長崎県平戸市津吉町他における風力発電所建設計画に関し、「環境影響評価法」に基づき「環境影響評価方法書」を下記の通り縦覧いたします。

本書の縦覧は、環境影響評価の手法について広く皆様方に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくとともに、評価方法の見地から皆様方にご意見を伺うことを目的として行っております。

したがって、下記の点についてご注意くださいようお願いいたします。

記

- ① 「平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書（以下、「本書」といいます。）」に対してのご意見を提出したい場合は、「意見用紙」に必要事項をご記入の上、意見箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先まで郵送（5 月 14 日当日消印有効）願います。

- ② 縦覧期間及び意見聴取期間は、次のとおりです。

縦覧期間 平成 25 年 3 月 29 日より平成 25 年 4 月 30 日まで
 (土・日・祝日を除く)

時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 まで

意見聴取期間 平成 25 年 5 月 1 日より平成 25 年 5 月 14 日まで
 (土・日・祝日を除く)

時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 まで

- ③ なお、下記サイトにおいても電子縦覧を行っております。併せてご覧ください。

グリーンパワー(株)ホームページ <http://gp-greenpower.jp/>

- ④ 本書の縦覧場所以外への持ち出しおよび、写真撮影はご遠慮ください。
⑤ 本書は丁寧に閲覧いただき、破損の無いようお願いいたします。
⑥ 閲覧の際は、お静かにお願いいたします。
⑦ 本書の記載内容に関してのお問い合わせは下記へお願いいたします。

◆ お問い合わせ先

グリーンパワー株式会社

〒144-0052

東京都大田区蒲田 5-30-11

電話 03 (5711) 2468 (担当) 秋吉

以上

○説明会用資料

平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書の概要

平成 25 年 4 月 23 日

平戸は、当社で計画しております『平戸市南部における風力発電計画』にご理解・ご協力をお願いしてまいりました。

このたびは風力発電所が完成した場合に、“今の生活や自然の環境がどう変わるかを予測”する為、『環境影響評価法』という法律に基づいて調査や予測・評価を行います。

この資料は現在考えております事業の計画概要と、環境影響評価の調査や方法書の概要を地元のみなさまにお知らせするものです。

◆ 事業者の名称：グリーンパワー株式会社
◆ 代表者の氏名：代表取締役 村田 清一郎
◆ 主たる事務所の所在地：東京都大田区東田 5-30-11

(事業の目的)
平戸市南部に風力発電所を建設し、九州電力福岡支社まで架設する海底ケーブルを通じて、発生した電力を九州電力株式会社へ送電します。
○発電量予測 年間約 92,500kWh (最大 19 基の場合)
(平戸市約 14.413 世帯の 1.59 倍の年間電気使用量に相当)
○二酸化炭素の排出削減量見込み 約 49,287t-60t/年

風力発電機の外観図

※観望点での測量です。

◆ 事業の名称：平戸南風力発電事業
◆ 設置される発電所の風力の種類：風力（陸上）
◆ 発電所の風力出力：最大 38,000kW (2,000kW 級風力発電機を最大 19 基設置)
◆ 運転開始時期：平成 23 年 12 月を予定

対象事業実施区域地図
約 193ha (風力発電機設置が可能と思われる範囲全体)
内、風力発電機設置及び取付け道路用地などの改変予定区域
約 5.53ha
工事完了後、緑化あるいは復旧予定の面積
約 3.75ha
送電線ルート (陸地)：コンクリート柱による架空方式
約 10km (自治体や地権者との協議によりルート決定)

◆ 所在地 長崎県平戸市津吉町、田代町、津津吉町、船木町、大川原町、轟茂町、上中津良町



凡 例
○ 計画事業実施区域
● 風力発電機

※ 風力発電機の設置位置は現時点での計画です。

年度(予定)	25年	26年	27年	28年	29年	30年
工事						
用地取り囲め	1月			5月		
測量・設計	2月			5月		
関係各所協議・申請	10月			5月		
環境アセスメント	4月		9月			
風車建設工事				6月	6月	
試運転					7月 12月	
発電開始					1月 2月	
大規模電力運送	4月				6月	

「平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書」

閱覽用紙

ご住所

ご氏名

ご意見があれば、下欄にご記入願います。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet of paper.

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	敷佐町・田代町の集落からは1km程しか離れていない。風車の先進国の規制を参考にして風車から最も近い住居までの距離は2kmとすべきである。	「環境省請負業務 平成23年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」（平成24年3月 公益社団法人日本騒音制御工学会）によると、マサチューセッツ州環境保護省は、典型的な最新実用規模の風力発電の音響パワーレベルは103dB(A)程度であるが、聞き取れる音は風力発電機からの距離とともに急速に小さくなり、特に400m以遠で、最新の風力発電機に伴う騒音レベルは40dB(A)以下であり、疫学研究においてアノイアンスに関連するレベルより小さいとされています。

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
2	環境影響の調査に当たっては、地域の特性だけでなく、風力発電事業の特性に関しても最新情報の収集に努め、その出典を明らかにすると共に、予測にあたっては可能な限り「定量的」な手法を用いるべきだ。	予測については、第4章で選定している手法に基づき、可能な限り定量的な予測に努めます。
3	項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査を行い、予測および評価を行うべきである。新たな文献や国、市、県が出した情報についても漏れが無い探索し、その結果、新たな事情が判明した場合も追加調査を行うべきである。	ご指摘の通り、準備書の段階においては、最新の情報に基づき、手法の選定・予測・評価をいたします。

3. 騒音

No.	意見の概要	当社の見解
4	騒音及び低周波音の調査地点については、集落ばかりでなく、風車からの距離が最も近いと考えられる民家について、追加調査をすべきである。	方法書 p.151 及び p.154 で示した通り、本事業の環境アセスメントでは風力発電機設置予定地の近い家屋地域 4 地点を対象に調査いたします。

4. シャドーフリッカー

No.	意見の概要	当社の見解
5	環境省において、シャドーフリッカーに係る環境影響評価を行った諸外国の個別事例について情報収集を行った。シャドーフリッカーに関する調査、予測及び評価手法予測範囲として風車先進国のデンマークの最大値を採用し 2km とすべきである。	シャドーフリッカーに関しては、事前のシミュレーションにより影響の有無を定量的に評価いたします。

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
6	平成 23 年 1 月 7 日に発表された「鳥類に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に書かれている意味を十分に理解し、手引書に従って事業を進めるべきである。手引きには「望ましい」という表現が随所にみられるが、保全地域は鳥獣保護区であり着実に実行すべきである。	方法書 p3.2-39(118)に記載しておりますように、対象事業実施区域及びその周辺には鳥獣保護区の設定はございません。 また、鳥類の空間飛翔調査、衝突リスクについては「鳥類に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠して調査、予測評価を実施致します。
7	動植物の調査は、実施する直前に、地点、時期、期間等が適正であるかどうかを熟考し、生息・生育特性を踏まえた手法であるかどうか等を十分に確認し、実施については天候・風力・視界が適切な日に、適切な時間帯に調査を行い、雨の日・濃霧の日・強風の日や、不適切な時間帯には調査を行わないようにすべきである。特に重要な動植物種については、生息及び生育環境を詳細に把握すべきである。	調査地点、時期、期間等については、専門家へのヒアリングも行い、十分検討致します。また、天候にも十分配慮した上で調査を実施し、重要な動植物の生息及び生育環境の把握に努めます。

8	日本野鳥の会の示すバードストライクのおきる条件から考えると、海岸線や崖地の物は計画から外すべきであり、建設予定地は海岸から急傾斜で高くなった稜線に予定されているためにバードストライクが非常に起こりやすい条件がある。建設予定地は本土側から海を越えて渡るハチクマ・アカハラダカの渡りのコース上である。海上を渡った後に山の斜面に発生する上昇気流に乗って高度を上げる。丁度その場所に風車が位置する。極めて危険な場所に風車が列をなして立つことになる。風車の数を減らす、位置を変える。また、海岸側には建設しない。	海岸線や崖地に計画している風車はございません。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠した鳥類調査を行い、衝突リスクの評価を行って、その結果を準備書に記載いたします。また、その結果に応じて、風車の配置や基数等のレイアウト変更についても必要に応じて、検討致します。
9	コウモリの調査はバッドディテクターだけでは不十分で、少なくとも建設予定地内ではカスミ網を使った調査が必要である。コウモリの死因は低周波ではなく、ブレードが回る時に作り出される、急激な気圧低下に依ると言われているがブレードに衝突する可能性も排除できないので、詳細な調査をすべきである。	ご指摘を踏まえて、専門家へのヒアリングを実施し、必要に応じて捕獲方法を用いた調査の実施を検討致します。また、コウモリの死因については最新の知見の収集に努めます。
10	方法書で書かれている、「(ア) 猛禽類は繁殖期(4～7月)に各月1回3日間の実施とする。(イ) 渡り鳥は春季(2～3月、5月)及び秋季(9～10月)に各月2回3日間の実施とする。」これでは猛禽類の調査としては極めて不十分である。山稜という地形と位置、そして19基と言う風車の数からすれば、少なくとも猛禽類は繁殖期(4～7月)に各月2回10日間、(イ) 渡り鳥は春季(2～5月)及び秋季(9～11月)に各月4回10日間の実施とすべきである。調査については環境省の猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてーを参考にすべきである。	猛禽類や渡り鳥の調査時期の設定は「猛禽類保護の進め方(改訂版)」や「ながさきの希少な野生動植物」「長崎県環境影響評価技術指針」を参照して設定しております。専門家からの意見を踏まえ、ツル類やアカハラダカ、ハチクマ、アカショウビン等の渡り時期として、マナヅルは2月頃、ナベヅルは3月頃、アカショウビン等は5月頃、アカハラダカ、ハチクマは9月頃、ツル類の南下は10月以降に調査を実施することとしております。また、調査期間については、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」において、月1回最低3日間との記載があり、これに準拠しております。
11	渡り鳥は、通過するだけでなく島内の森林で休息している。この休息地を特定す	ご指摘をふまえ、渡り鳥の休息地の特定を努めるように致します。また、休息後の飛

	る事は重要であり、休息後の飛び立ちの時間・上昇する方向・移動していく方向などはその日の天候や風向き・風速によっても異なるので、気象条件と飛翔の関係を十分に調査すべきである。また、天候が悪いと渡り途中で島にとどまる、そのときの行動も調査すべきである。このような事を考えると方法書に書かれているような時間では、十分な影響調査・評価は出来ない。	び立ちの時間・方向等については、気象条件によって異なることを想定し、包括できるような調査時間を設定致します。
12	当地の地形と見透しを考えると最低でも15ヶ所以上は必要である。また、調査条件としては2月～5月、9月～11月の晴天で風力3以下の日すべてで、レーダー調査も併用すること、雨天や強風、濃霧の日の調査は無効とする。また、セオドライトにより鳥類の飛行経路を測定し風車と飛翔高度を詳細に調査すべきである。	渡り鳥の調査地点については、地域特性並びに既往知見を踏まえ、定点を設定しておりますが、出現状況等に応じて適宜調査地点を変更して実施致します。また、調査の実施にあたっては天候に十分留意致します。なお、レーダー調査、セオドライト調査の実施については地形に制限されますので、実施可否をよく検討し、実施できない場合でも、飛翔高度を把握するように努めます。
13	渡り鳥のうち、ツグミ類、ホオジロ類、ムシクイ類等の小鳥類については、夜間に渡り行動をする種も多いことから、これらの種に関する夜間の調査の実施については2月～5月、9月～11月の晴天で風力3以下の日すべてで、レーダー調査も併用すること、雨天や強風、濃霧の日の調査は無効とする。	ご指摘を踏まえ、夜間の渡り鳥を対象にレーダー調査を実施致します。また、調査の実施にあたっては天候に十分留意致しますが、実際に風車が稼働する条件としてはおおそ風力3から9（風力階級）であることから、現況の把握においては、特定の気象条件に限定すべきではないと考えます。
14	専門家の意見で「ツルの渡りにも注意が必要。実施区域付近はツルが降り立つ場所ではないが、上空は通過している。生月にはかつてはツルが降りていたが、風車ができてからは降りなくなった。」これに対し「ツル類を対象とした渡り鳥調査を実施します。」とある。春と秋の渡りのコースを十分に調査し、影響を評価すべきである。ただ、1年ではその結果は出ない。少なくとも3年は行うべきである。また、調査日を限定せずに渡りの期間を	渡り鳥の調査地点については、地域特性並びに既往知見を踏まえ、定点を設定しておりますが、出現状況等に応じて適宜調査地点を変更して実施致します。また、調査の実施にあたっては天候に十分留意致します。 また、現地調査は1年間を基本といたします。その上で、調査結果に対する専門家等からの意見聴取を行いながら、年の変動性を検討し、影響を予測、評価する際に考慮するようにいたします。

	通して行うべきである。なぜならば、渡りは天候等によってある程度コースが変わり、どこを通るか予測が難しく、日程を予め決めて調査したのちは正確なデータは得られず、十分な影響評価はできない。	
15	条約に含まれる種が宇久島を中継地として利用していないか調査し、風車の建設によって様々な影響(バードストライク・コースの変更等)を受ける種を抽出し、その保護対策を示すべきである。	条約に含まれる種を含めて、重要な種については、定量的に予測評価を実施致します。また、バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠した衝突リスク評価を行い、必要に応じて保護対策を検討致します。
16	空間飛翔調査： 『「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省自然環境局野生生物課、平成 23 年 1 月)に準拠し、対象事業実施区域内外に設定したポイントセンサス地点において、一定時間内に飛翔した鳥類を観察・記録する。 調査時間は地点毎に 30 分間を目安とし、その間に出現した種、個体数、高度、時刻、行動状況等を記録する。高度区分は、A(明らかにブレード回転領域内)、B(回転域の緑)、C(十分に回転域より低空)、D(十分に回転域より高空)とする。 定点観察法 渡り鳥の状況に関する現地調査においては、日の出前後～日没前後まで、調査定点付近を通過する猛禽類、小鳥群などの渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する。 また、希少猛禽類の生息状況に関する現地調査においては、定点の範囲を飛翔する希少猛禽類の状況、飛翔高度等を記録する。』とあるが、調査結果に基づいた解析・評価の実施がなければ調査の意味がない。	空間飛翔調査については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠して調査、予測評価を実施致します。また、希少猛禽類の生息状況については、現地調査を実施し、その結果をもとに定量的に予測評価を実施し、準備書に記載致します。
17	ミサゴ、ハヤブサが繁殖していることはこれまでの調査で判明しているため、その場所や数を調査し、ペアを作る前の行	方法書 p4.2-36 (167) にも記載しておりますとおり、猛禽類調査は繁殖期の 4～7 月に各月 1 回 3 日間調査を実施し、調査範囲内

	動、ペアを作った後の行動(採餌や飛翔コース)を十分に調査し、ヒナが巣立った後はヒナと親の行動を調査し、風車による影響を正確に把握し評価すべきである。	に繁殖に成功した個体が存在した場合には、繁殖からヒナが巣立つまでの行動の把握に努めます。
18	ハヤブサは渡って来る小鳥類を上空から攻撃し採餌する。建設予定地は海岸に近い稜線であり、採餌場所となっている可能性があり、このような場所に風車が立つと採餌場所の減少となりバードストライクが起きることにもなり、個体群に大きな影響を与える。 特に春秋の渡りの季節は貴重な採餌場となる可能性があるので十分な調査が求められる。	ハヤブサは生態系の観点からも上位に位置する種と考えております。ご指摘をふまえて、調査時には対象事業実施区域周辺における採餌行動についても十分留意して調査を実施致します。
19	海岸や海岸の崖地には希少種のクロサギやカラムリウミスズメの営巣の可能性が考えられるので、十分な調査を行い、影響を評価すべきである。	方法書 p4.2-38 (224) にも記載しておりますとおり、現地調査で確認された種のうち重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合には、十分な調査を行い、その結果に基づいて予測評価を実施致します。
20	改変する場所の植生を十分に調査し、いち早く元の植生に戻るようにし、タワーの下部を砂利や舗装にせず元の植生とすべきである。また、切り土、盛り土などの法面の緑化には在来種とされているが、本地域の種子を採取しそれを播種すべきであり、風車建設により元の植生(遺伝的を含む)を改変しないようにすべきである。	タワー下部は管理車両の通行のため碎石等による舗装を検討していますが、舗装部分は必要最小限にとどめ、その他の改変部は緑化を行う予定です。また、法面の緑化については在来種を用いることとしておりますが、郷土種をできるだけ用いることができるように検討致します。
21	建設予定地は山の稜線にある。工事中に雨が降ると河川に濁水が流れ込む。下流域の若宮浦にはホソアヤギヌ・コアアマモなどが生育する。 これらに影響を与えないように、濁水流出防水を徹底するとともに、分布調査を実施し濁りによる影響を与えないようにすべきである。	降雨時の排水は、「長崎県林地開発許可申請の手引き」(長崎県農林部林務課, 平成 20 年 9 月)に基づき、各ヤード毎に沈砂池等を設置し適切に処理を行い、濁水流出防水を徹底することで、下流域に生育する植物への影響を回避致します。
22	慈眼岳ー白岩岳付近は国立公園から外れた地域ですが、我々の 10 回ほどの調査でも、平戸の固有種シジキカンアオイの群	まずは、今回の環境影響調査において、現況の把握に努め、適切な環境影響評価を行います。

	生地が2ヶ所の他ウンゼンカンアオイ、カンザシギボウシ、ホソバヤマジソ等の生育地が入っています。「長崎県植物誌」（1980年）「長崎県生物学会誌」（1987-2001年）では調査されておられません。特に南側の白岩岳の西側は貴重な場所です。できましたら計画の変更（白岩岳の西側岩場から南西部にかけては止める）は出来ませんか？	多大なる影響が考えられる場合には、配置変更など計画の再検討を行います。
23	専門家の意見にある「生態系の影響が大きいと評価された際には「英断を下し」事業を中止すべきである。」に対し、「諸々の環境保全措置を実施しても多大なる影響が生じると判断された場合には、事業計画の見直しも含めて再検討いたします。」とある。多大とはどれほどの影響なのか示すべきであり、影響が大きい場合は出来るだけ早めに見直し事業を中止すべきである。	多大とは、回避、低減措置をとっても生態系に大きな影響を及ぼすことを想定しています。その判断は専門家とよく相談し、準備書の中で記載いたします。

6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	当社の見解
24	佐世保市黒島天主堂も教会群のリストに加わっている。黒島天主堂から計画地までの距離は概ね12kmで黒島から見える距離になるが、このことについて、方法書では全く触れてない。また、地元宝亀教会から慈眼岳まで8km程しか離れておらずこれも方法書には触れられていない。 なお、方法書では景観に対しての影響を理解しやすいようにフォトモンタージュにより風車の見え方を示すべきであった。	黒島天主堂については視野角1°に含まれておらず、方法書には記載しませんでした。宝亀教会については方法書p.75及びp.77に記載しております。また、フォトモンタージュについては準備書にて風車の見え方を示します。
25	モンサンミシエルが風力発電の建設計画により、世界遺産登録を取り消される危機にあるが、それと同様なことがないのか、世界遺産登録を進めている関係者から十分な意見を聞く必要がある。また、	関係者からの意見の収集に努めます。

	問題がある場合はどのような対策をとるのか？	
26	風車は、どのような配置をしても景観を壊す。送電設備を架空電力線にすると更に景観を壊すので、地下埋設とすべきである。	送電線については、関係地権者の意向も確認し、方法を検討いたします。
27	平戸市の景観計画では、「主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。」とある。拠点景観(ランドマーク、各種景観資源)として慈眼岳があり、風車から僅か 1km 程度しか離れていない。景観資源を損なわないように計画すべきであり、風車は全て稜線に予定されているので、稜線を乱さないよう尾根から低い位置にすべきである。	平戸市の景観条例にも準拠するよう、適正な評価を行い、配置を計画してまいります。